

委託業務等の情報共有システム活用モデル業務特記仕様書
令和6年7月版

- 1 本業務は、「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」、「書面の処理の迅速化」等を目的として実施する「委託業務等の情報共有システム活用モデル業務」の対象業務である。
- 2 情報共有システムの利用にあたっては、『川崎市委託業務等の情報共有システム試行実施ガイドライン』に基づき行うものとする。
- 3 『川崎市委託業務等の情報共有システム試行実施ガイドライン』に定めのない事項については、受注者及び発注者間の協議によるものとする。
- 4 本業務の発注方式は、情報共有システムの活用について受注者からの希望により受発注者が協議の上で実施する【受注者希望型】とする。
- 5 システムに係る費用（登録料及び利用料）は、各経費の率に含まれる。